

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		是正措置
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課生活環境係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市路上喫煙の防止に関する条例第9条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第5条
	基 準 (未設定の場合はその理由)	路上喫煙禁止地区内で喫煙を行っている者に対し、喫煙の中止及び消火を命じる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成18年10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)